

マイナンバーカードに関する 臨時の休日窓口開庁について

マイナンバーカードに関する臨時の休日窓口を開庁します。平日に来られない方はぜひご利用ください。

開庁日時 7月23日(日) 13:00～15:00
8月27日(日) 13:00～15:00
9月24日(日) 13:00～15:00

開庁窓口 役場本庁舎 町民課

業務内容 ・マイナンバーカード申請・交付
・電子証明書の発行・更新
・暗証番号初期化

※マイナンバーカード以外の手続きはできませんのでご注意ください。
※マイナポイントの手続きは、臨時窓口ではできませんので、あらかじめご了承ください。



問い合わせ 町民課 ☎76-0211

ページID 0005622

「医療費のお知らせ」は大切に保管を!

八頭町国民健康保険に加入されている方に対して、医療機関などで受診された際に要した医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。この通知は確定申告の医療費控除を受ける際の添付書類として使用することができますので、大切に保管しておきましょう。

7月は「第73回 社会を明るくする運動」強調月間です

— 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ —

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行をした方が社会復帰をするためには、地域社会において孤立することのないよう、その立ち直りを地域で支えていくことが大切です。

八頭更生保護観察協会（八頭町・若桜町二町合同）では、活動内容を町民の皆さんに広く知っていただき、理解を深めてもらうため、7月28日(金)に街頭広報パレードおよび研究大会を次のとおり行います。

皆様のご参加をお待ちしています。



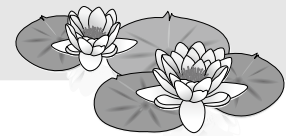
更生ペンギンの
ホゴちゃんとサラちゃん

7月28日(金) 活動日程

9:00～ 街頭広報パレード
(因幡船岡駅前発⇒船岡地区公民館着)
9:40～ 研究大会 (船岡地区公民館)

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

町営墓苑使用者を募集します



町営「郡家墓苑」と「船岡墓苑」の使用者を次のとおり募集します。

申込資格 町内に住所を有する方

必要書類 墓地使用許可申請書

申込開始 7月3日(月)

※申し込みは先着順とし、募集区画がなくなり次第終了します。

その他

- ・現在、町営墓地を使用されている方の申し込みもできます。(一人につき2区画まで)
- ・現地のご案内もできますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

■ 郡家墓苑

所在地	八頭町郡家 395 番地
募集区画	4 区画 (区画番号: C-7、N-1、S-3、V-1)
区画面積	7.50㎡
使用料等	● C-7、N-1 永代使用料 295,000 円 ● S-3、V-1 永代使用料 300,000 円
管理組合費	5,000 円 (管理組合への入会が必要)

■ 船岡墓苑

所在地	八頭町船岡 752 番地
募集区画	2 区画 (区画番号: 5号、24号)
区画面積	7.50㎡
使用料等	永代使用料 280,000 円

令和5年度国民健康保険税の税率について



■ 令和5年度の国民健康保険税の税率は据え置きます。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入された皆さんが国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

令和5年度の八頭町国民健康保険税の保険税率は、近年の国保事業の運営状況を考慮して、現行の税率のまま据え置くこととしました。(ただし後期高齢者支援金分の賦課限度額は2万円増額)

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.00%	2.91%	2.20%
均等割 (一人当たりの年税額)	21,800 円	8,600 円	8,200 円
平等割 (1世帯当たりの年税額)	17,200 円	7,200 円	5,000 円
一人当たり平均年税額	53,566 円	21,649 円	21,730 円
賦課限度額	650,000 円	220,000 円	170,000 円

(注) 国保税額は加入者の所得状況や加入人数で算出するため、税率が据え置かれていても所得状況などにより増減します。

■ 税制改正により低所得世帯の軽減判定基準を変更しました。

	改正前	改正後
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等-1)以下	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等-1)以下
5割軽減	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等-1)以下	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等-1)以下
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

国民健康保険・後期高齢者医療の保険証を更新します

■ 新しい保険証を7月下旬にお届けします

現在お持ちの国民健康保険と後期高齢者医療の保険証(被保険者証)の有効期限は、**7月31日まで**です。

8月からご利用いただく新たな保険証は、7月下旬に郵送します。古い保険証は各自で裁断するなどして処分してください。



※後期高齢者医療被保険者証送付時に同封していた「被保険者証ケース」は環境問題への配慮を目的に廃止します。

■ 各認定証も更新となります

「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も**7月31日まで**です。

後期高齢者医療の被保険者のうち、更新手続きが不要な方には、新たな認定証を保険証と併せて郵送します。

新たに認定証を希望する方や国民健康保険加入者は手続きが必要です。更新手続きは8月から受付を開始しますので、町民課または船岡・八東住民課でお手続きください。

申請に必要な物 保険証

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

令和5年度分

重度心身障がい者の方へ 特別医療費受給資格証を更新します

8月1日からお使いいただく、新しい受給資格証を7月末までに郵送します。

■ 郵送する方

課税状況、障がい者手帳の交付状況等が確認できた方(昨年度受給されている方で今年度対象となる方)。

■ 郵送できない方

課税状況等が不明で確認できない方

※身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳に特別医療該当と記載のある方、精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象になります(所得制限あり)。

※前年度までは所得制限等のため該当にならなかった方も所得の状況などにより対象となる場合もありますのでご相談ください。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

鳥取県東部広域行政管理組合 廃棄物等審議会委員の募集について

募集内容 廃棄物の処理・再利用、本組合が設置する公の施設の管理運営に関する基本的事項についての審議

任期 委嘱の日から2年間

開催回数 年3回程度

募集条件 県東部地域在住の20歳以上(令和5年4月1日現在)で、平日開催の会議に出席できる方

募集人員 3人程度

報酬 7千円/出席1回

募集方法 応募理由を400字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参・ファクシミリ・郵送・電子メールのいずれか

※書類選考のうえ、応募者に選考結果を通知します。

募集期限 7月25日(火)必着

問い合わせ

鳥取県東部広域行政管理組合事務局環境衛生課
☎0857-26-0532 FAX0857-29-2759



国民年金保険料の免除・納付猶予申請は 7月から受け付けます

所得が少ない・失業したなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除(全額・一部)となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。

■ 保険料免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に対象となります。一部免除の場合は、減額された保険料を納めないと未納期間となります。



■ 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に対象となります。

いずれの制度も失業などを理由とした特例があります。詳しくは、町民課までお問い合わせください。



■ 保険料が未納のままだと…

将来の「老齢基礎年金」や障がい・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。保険料は過去2年間(2年1カ月前)まで遡って申請することができますので、申請漏れのある方は早めにご相談ください。

申請手続きは毎年必要ですが、全額免除・納付猶予の承認を受け、継続審査を希望している人に限り、年度替わりに伴う再申請は不要です。

※前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

■ 保険料は追納をおすすめします

保険料免除・納付猶予などの承認を受けた期間は年金の受給資格期間には算入されますが、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これらの期間は、10年以内であれば後から納めることができます。

申請先・問い合わせ

鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
町民課 ☎76-0205